

第2章 本市を取り巻く環境の課題

2-1 市域の概況

(1) 位置と地勢

本市は東京都心から約40km圏内にあり、茨城県と千葉県の県境に位置しています。

鉄道の面では、東京都心と筑波研究学園都市を結ぶつくばエクスプレスにより秋葉原まで最短32分と、都心に向かう交通の利便性は高く、関東鉄道常総線との乗換駅である守谷駅の令和5年における1日平均乗車人員数は、つくばエクスプレスと関東鉄道常総線を合わせて約6.3万人に達しています。

道路交通の面では、市域を縦断する国道294号（都市計画道路取手守谷線）に谷和原インターチェンジで接続する常磐自動車道によって、東京都心や首都圏の各都市と連絡する高速自動車交通網につながっています。

また、関東鉄道常総線に並行する国道294号及び常総ふれあい道路（都市計画道路乙子北守谷線）が取手市で国道6号と結ばれており、これらが広域的な幹線道路のネットワークを形成しています。

加えて、つくばエクスプレスに沿って整備が進められている都市軸道路（都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線）により、埼玉、千葉及びつくば市方面との連携が更に強化されることが期待されています。

本市の地勢は、茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の先端部分に位置し、3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地形となっています。



(2) 気候

気候は、太平洋側気候で内陸気候の特徴を併せ持っています。夏季は、太平洋高気圧から吹き出す南よりの風の影響で高温多湿となり雨も降りやすく、冬季は、乾いた北西の季節風が吹き、晴天の日が多く、降雪は少ない状況となっています。

降水量は、冬は少なく、春から夏にかけては梅雨前線の影響などで徐々に多くなり、秋は秋雨前線や台風の影響などで更に突出して多くなっています。年降水量の平年値（龍ヶ崎）は 1352.8 mmとなっています。

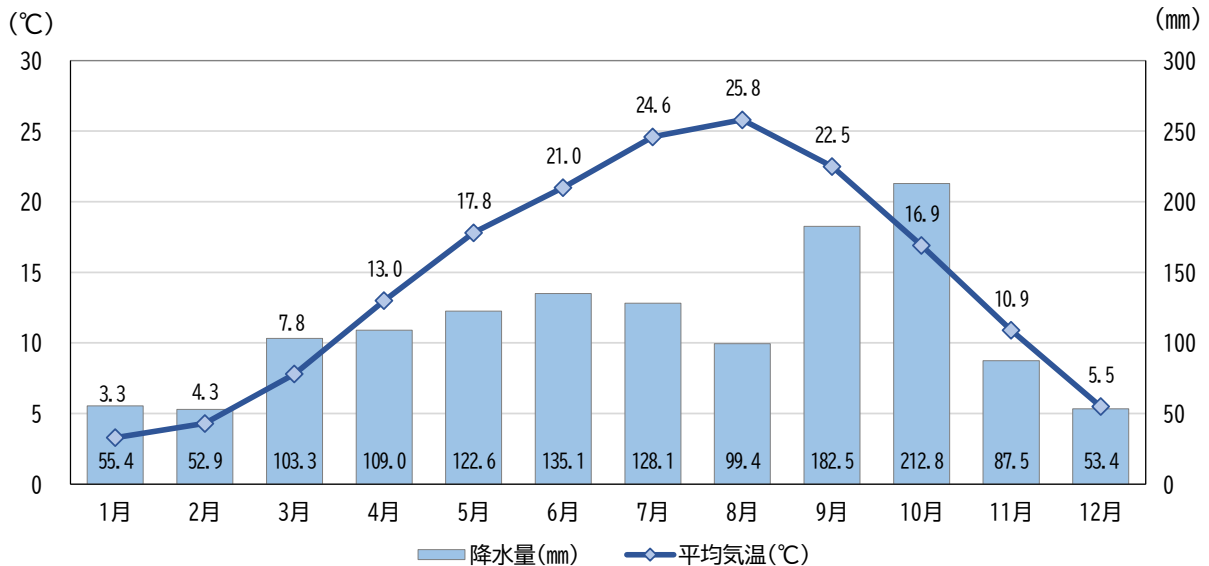


図 月別平均気温と降水量（2020年平年値）

出典：気象庁（龍ヶ崎観測所）データをもとに作成

(3) 人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数は、令和7（2025）年1月1日時点で70,900人、30,621世帯となっており、つくばエクスプレス開通や松並土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加基調が続いています。

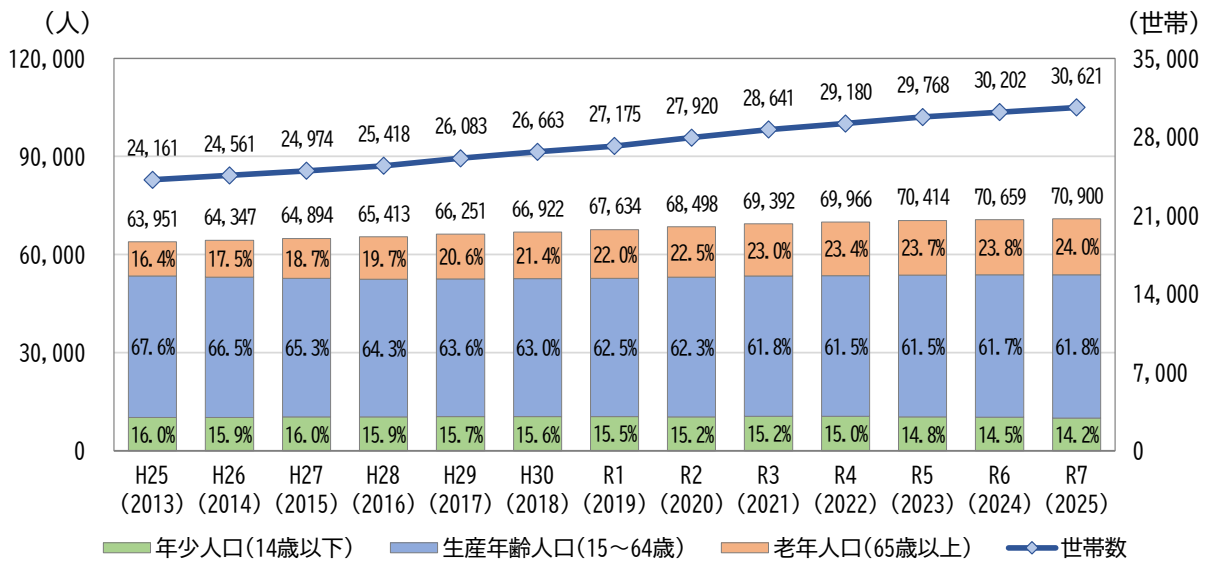


図 年齢三区分別人口と世帯数の推移

出典：住民基本台帳人口（市ホームページ）

(4) 土地利用

本市の土地利用は、2015（平成27）年度都市計画基礎調査によると、農地・山林等の自然的土地利用が53.3%で、住宅用地・道路用地等の都市的土地利用が46.7%となっています。

鬼怒川右岸と小貝排水路両岸には田を中心とした大規模農用地、利根川左岸には畑を中心とした大規模農用地と耕作されていない農地（荒地）が広がっています。また、これらの大規模農用地の周囲に、農地や山林などに囲まれた農業集落が形成されています。

台地面の外縁部や谷津には傾斜地山林が分布しており、住宅系の土地利用は、縁に囲まれた大規模住宅団地（北守谷、南守谷、みずき野、美園）及び、守谷駅周辺の既成市街地を中心に分布しています。

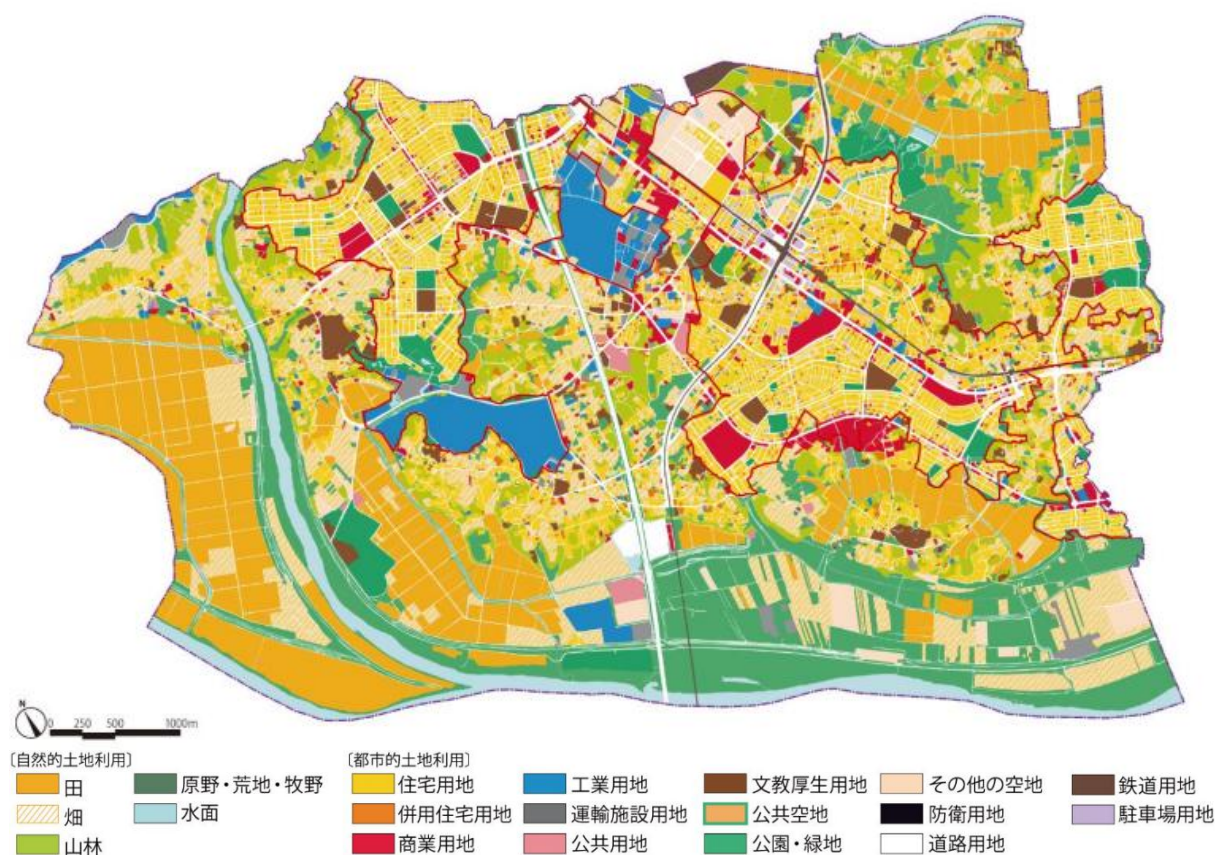


図 土地利用状況図（平成27年度）

出典：守谷市都市計画マスタープラン（令和2年3月）

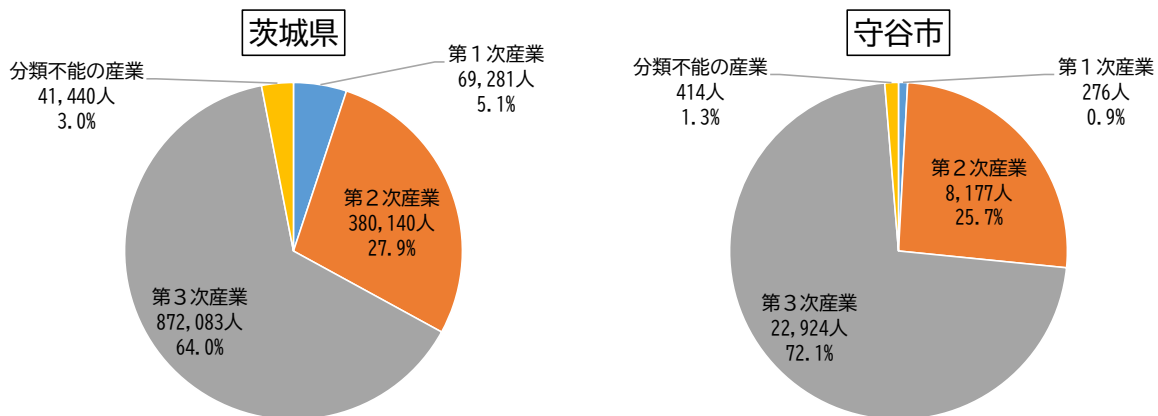
(5) 産業の状況

本市の産業別従業者数は、令和2年では第3次産業が22,924人と最も多く、7割以上を占めており、次いで第2次産業、第1次産業の順となっています。

茨城県の産業別従業者数の構成割合は、本市と同様に第3次産業が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっていますが、第1次産業の割合が本市よりも高くなっています。

産業分類	平成22年		平成27年		令和2年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総数	31,291	100.0	32,243	100.1	31,791	100.0
第1次産業	234	0.7	307	1.0	276	0.9
第2次産業	7,855	25.1	8,473	26.3	8,177	25.7
第3次産業	21,241	67.9	22,137	68.7	22,924	72.1
分類不能の産業	1,961	6.3	1,326	4.1	414	1.3

出典：統計もりや



出典：国勢調査（令和2年）

(6) 交通の状況

本市の公共交通ネットワークは、つくばエクスプレスと関東鉄道常総線の鉄道や、路線バス、モコバス（もりやコミュニティバス）、デマンド乗合交通が整備されています。

本市の公共交通の人口カバー率は86%となっており、モコバスやデマンド乗合交通の利用者が増加傾向にあります。



図 公共交通等の運行状況

出典：守谷市地域公共交通計画（令和5年3月）

2-2 環境をめぐる社会動向

(1) 環境全般

①持続可能な開発目標（SDGs）の実現

2015（平成 27）年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは 17 の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境を巡る広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

また、我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

こうした理念は守谷市にとっても大変重要な視点です。守谷市では、市が有する自然資源（グリーンインフラ*）を背景とした都市の魅力向上とスマートシティ*の推進を組み合わせるにより、持続可能な住みよいまちの実現を目指しています。

今後も次世代に豊かな地球環境を引き継ぐため、市民一人ひとりが環境に与える負荷の大きさを認識し行動するとともに、行政や企業によるカーボン・オフセット*の取引の推進など、地域社会全体でより一層の環境配慮を進めることが求められます。引き続き、守谷市の特性を生かしつつ、国や県とともにSDGsの達成に向けた取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



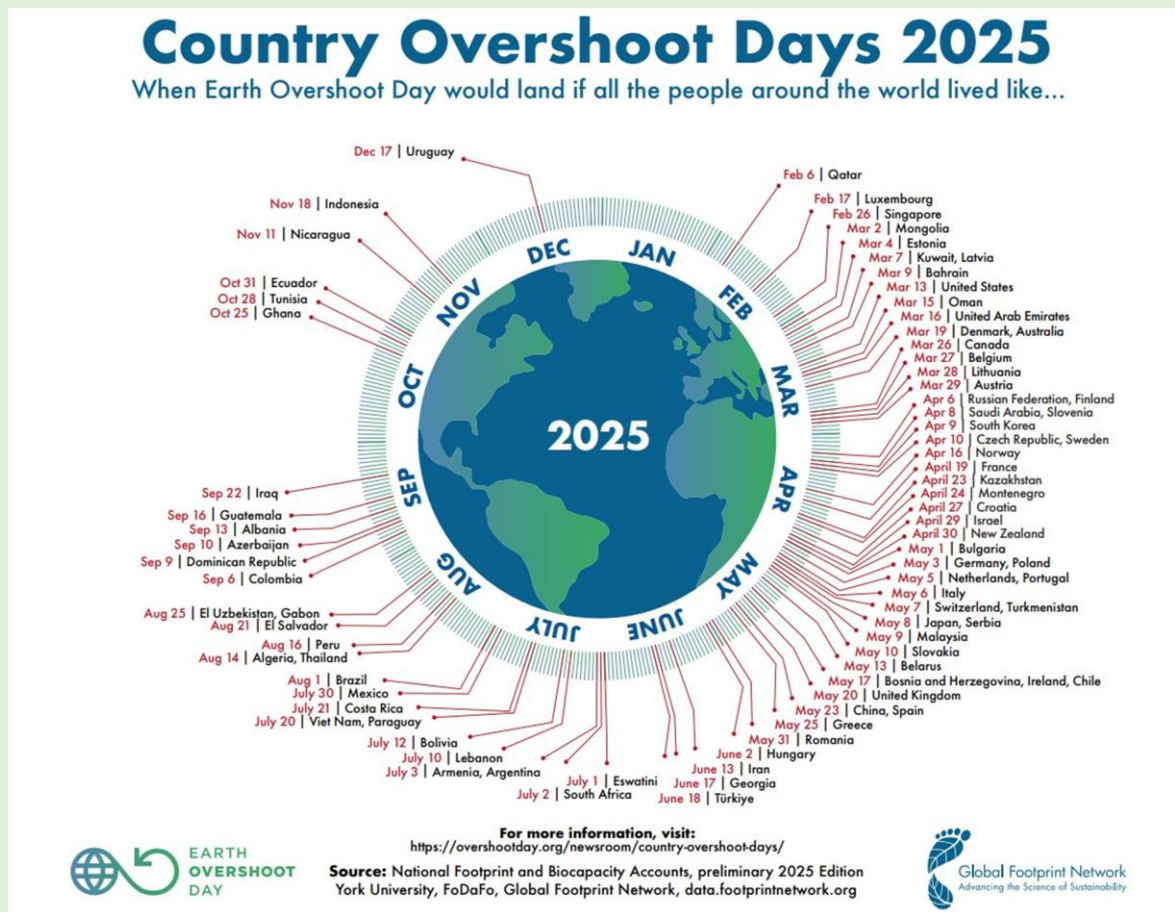
コラム アースオーバーシュートデー

アースオーバーシュートデー（Earth Overshoot Day）は、人類の生物資源に対する需要が、地球の生態系がその年に食料や衣類・建材などとして供給できるすべての生物資源の容量を、年初から数えて人類が使い果たしてしまう日のことで、人間活動による環境負荷をわかりやすく示す目的で計算されています。オーバーシュートは「行き過ぎる」という意味です。

世界全体の2025年「アースオーバーシュートデー」は過去最も早く、7月24日に到来し、この日以降年末まで地球に人類の資源量を「借金」して暮らすこととなります。人類の資源消費量は地球の生産量の1.8倍に相当し、「地球1.8個分」の暮らしをしていることとなります。

資源消費の多い先進国では、世界全体よりも早くアースオーバーシュートデーを迎える傾向にあり、日本の場合、2025年の「アースオーバーシュートデー」は5月8日で、世界全体よりも2か月半早い状況となっています。

人類の資源消費が多いことは、気候変動や生物多様性の損失など、環境危機の深刻化と直結しています。アースオーバーシュートデーを遅らせることは、再生可能エネルギーの普及、循環型社会の実現、食料ロス削減等の持続可能な取組が成果を上げていることを意味しており、今後、自然資源の使い過ぎをどう防ぐかが課題となっています。

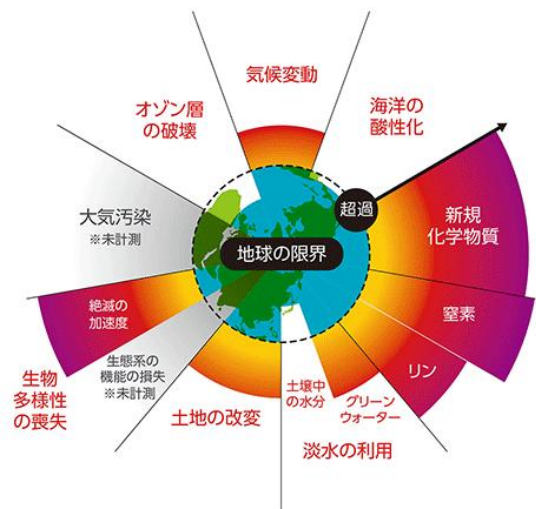


出典：2025年カントリーオーバーシュートデー（グローバル・フットプリント・ネットワーク）

②地球の限界（プラネタリー・バウンダリー*）

世界各地で様々な気象災害が発生している中で、気候変動対策については、未だ問題解決に向けた行動は不十分であり気温上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体でのさらなる対策が必要です。生物多様性の損失においても、気候変動による種の絶滅の速度の加速、需要の増加や技術の進歩による過剰利用、里地里山の管理不足等による生態系のバランス崩壊等により、生態系サービスの恩恵を受け続けることが今後困難になる可能性が高く、それを食い止めるために適切な対策を講じる必要があります。地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻となり、地球の生命維持システムは存続の危機に瀕しています。

こうした状況を俯瞰的に把握していくために、人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一例として、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という注目すべき研究があります。この研究によれば、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に回復不可能な変化が引き起こされるとされています。



出典：環境省ホームページ

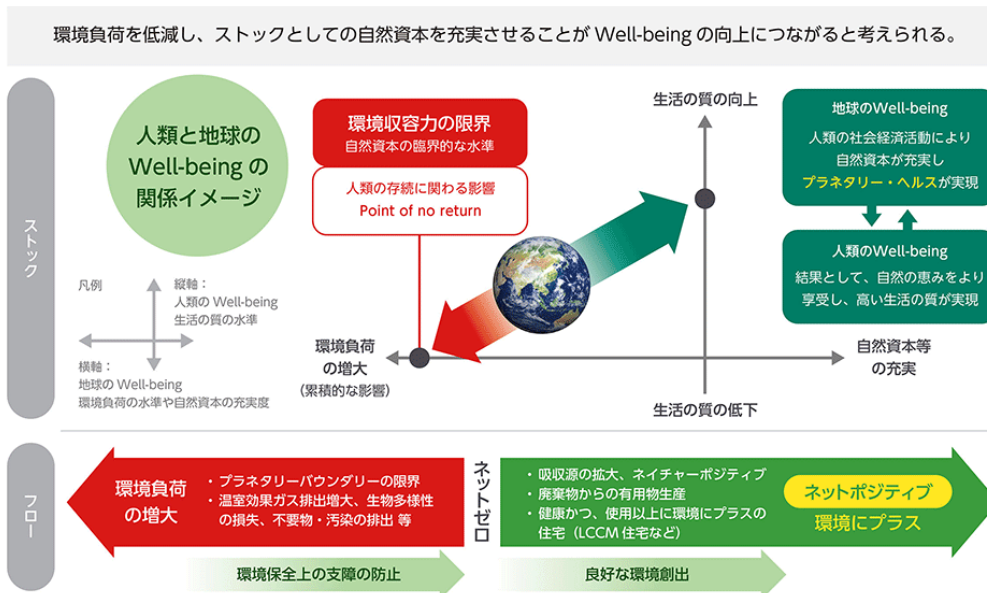
③第六次環境基本計画（環境省）

国の「第六次環境基本計画*」が令和6（2024）年5月に閣議決定されました。

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。

本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。

現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、「自然再興*（ネイチャーポジティブ）」、「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の施策の統合、シナジー化等によって「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。



出典：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（令和6年版）」（環境省）

④第4次茨城県環境基本計画

豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくための長期的な目標、施策の大綱等を示しており、計画期間は令和5年度を初年度とした概ね10年間としています。

計画策定の基本的な考え方は、国内外における経済・社会情勢の変化及び環境を取り巻く状況等を踏まえるとともに、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの考え方も活用しながら持続可能な社会を目指すものです。

環境の将来像を「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」とし、「脱炭素社会の実現」、「自然と共生する社会の実現」、「循環型社会の実現」、「身近な地域環境の保全」、「霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生」の5つの基本目標を定め、その達成に向けて8つの施策の柱を設定しています。

計画の施策の柱
1 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
2 地域環境保全対策の推進
3 湖沼環境保全対策の推進
4 循環型社会づくりの推進
5 生物多様性の保全と持続可能な利用
6 快適で住みよい環境保全と創出
7 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
8 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

2-3 第2次守谷市環境基本計画の取組や環境指標の達成状況

第2次守谷市環境基本計画の環境指標の達成状況を以下に示します。

達成状況は、令和6（2024）年度末時点で令和7（2025）年度末までの目標を達成している場合は「○」としています。

目標を達成できていない環境指標については、平成26（2014）年度末と比較した傾向を矢印で表記し、進展しているものは「↗」、後退しているものは「↘」としています。さらに、達成できなかったと考えられる要因についても分析しています。

基本目標1から3に関する11指標のうち、目標達成したのは6指標、平成26（2014）年度末より進展したものは2指標、後退したものは3指標となっています。

【基本目標1】 豊かな自然の恵みを守りながら活用します

基本目標1に関する4指標のうち、目標を達成したのは2指標、平成26（2014）年度末より進展したものは2指標となっています。

環境指標	H26年度末	R7年度末までの目標	R6年度末	達成状況	目標への進捗状況
緑被率 (公園・樹林地・農地・草地・水面)	62.0%	58.0%	60.8%	○	緑被率は減少傾向となっていますが、令和6年度末時点で目標値を達成しています。
自然環境に満足している市民の割合	79.3%	82.0%	83.5% ^{※1}	○	自然環境に満足している市民の割合は令和6年度時点で目標値を達成しています。
耕作放棄地*面積	44.6ha	29.6ha	38.1ha	↗	耕作放棄地面積は減少傾向にあり、進展はあるものの、令和6年度末時点では目標達成に至っていません。 →新規就農者がいる一方で高齢化等による離農者が増加していることが要因と考えられます。
守谷市の二酸化炭素排出量 ^{※2}	70.2万t-CO ₂ (H25年結果)	58.0万t-CO ₂	63.0万t-CO ₂ (R4年度結果)	↗	二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、進展はあるものの、令和4年度の結果では目標達成に至っていません。 →排出量削減のための取組等について、周知が不足していることが要因と考えられます。

※1 まちづくり市民アンケート（令和6年度実施分）より「問23 守谷市の自然環境に満足している」と回答した割合

※2 「守谷市の二酸化炭素排出量」については、環境省データによるものです。

(http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei.html)

【基本目標2】 良好な生活環境を維持し、さらに向上させます

基本目標2に関する5指標のうち、目標を達成したのは3指標、平成26（2014）年度末より後退したものは2指標となっています。

環境指標	H26年度末	R7年度末までの目標	R6年度末	達成状況	目標への進捗状況
公害*苦情受付件数	270件 (H27年度)	240件	153件	○	公害苦情件数は、令和6年度末時点で目標値を達成しています。
良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	78.8%	81.0%	77.4%※ ¹	→	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合は、令和6年度末時点では目標達成に至っていません。 →生活マナーが低下していることなどが要因と考えられます。
空き家率	9.8% (H25年調査)	12.8%	6.4% (R5年調査)	○	空き家率は令和5年調査において、目標値を達成しています。
1人1日当たりごみ排出量	836.5g/人・日	772.0g/人・日	722g/人・日	○	1人1日当たりごみ排出量は、令和6年度末時点で目標値を達成しています。
ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合	82.1%	90.0%	79.6%※ ²	→	ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合は、平成26年度末時点よりも低くなっており、令和3年度の調査結果では目標達成に至っていません。 →分別収集に関する市民の意識が低下していることが要因と考えられます。

※1 まちづくり市民アンケート（令和6年度実施分）より「問22 生活環境が良好に保たれている」と回答した割合

※2 令和6年度は市民アンケート未実施につき、令和3年度のデータとなっています。

【基本目標3】 豊かで良好な環境を未来へ引き継ぐ取組を進めます

基本目標3に関する2指標のうち、目標を達成したのは1指標、平成26（2014）年度末より後退したものは1指標となっています。

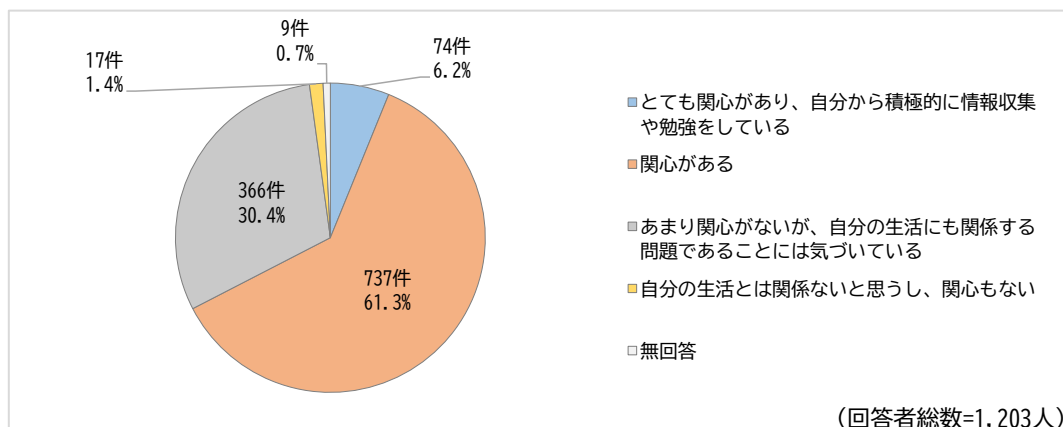
環境指標	H26年度末	R7年度末までの目標	R6年度末	達成状況	目標への進捗状況
公立小中学校での環境教育としての取組事例数	29事例	44事例	148事例	○	公立小中学校での環境教育としての取組事例数は、令和6年度末時点で目標値を達成しています。
環境に関する市民活動団体構成人数	412人	420人	326人	→	環境に関する市民活動団体構成人数は、平成26年度末時点よりも低くなっており、令和6年度末時点では目標達成に至っていません。 →コロナ禍で活動を休止した団体が活動を縮小または停止したことが要因と考えられます。

2-4 市民の環境に対する意識や取組

本計画を策定するにあたって、市民の環境に関する意識について令和6年度にアンケート調査を行いました。主な結果を以下に示します。

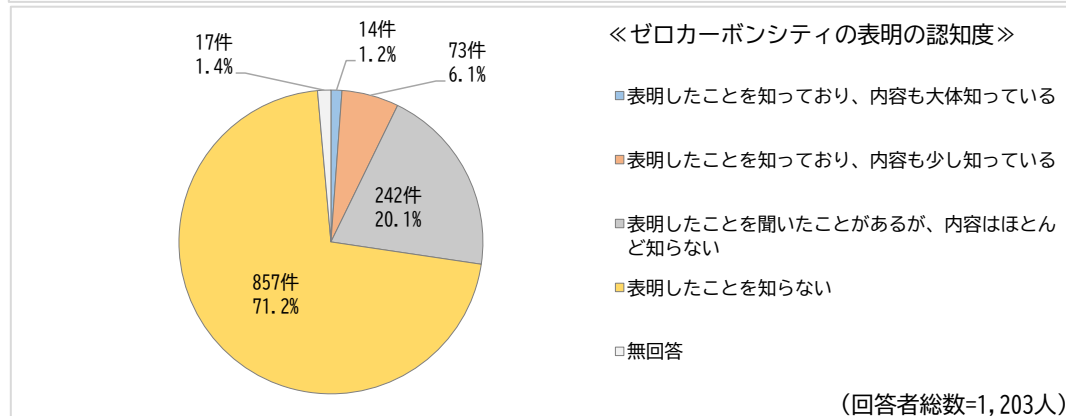
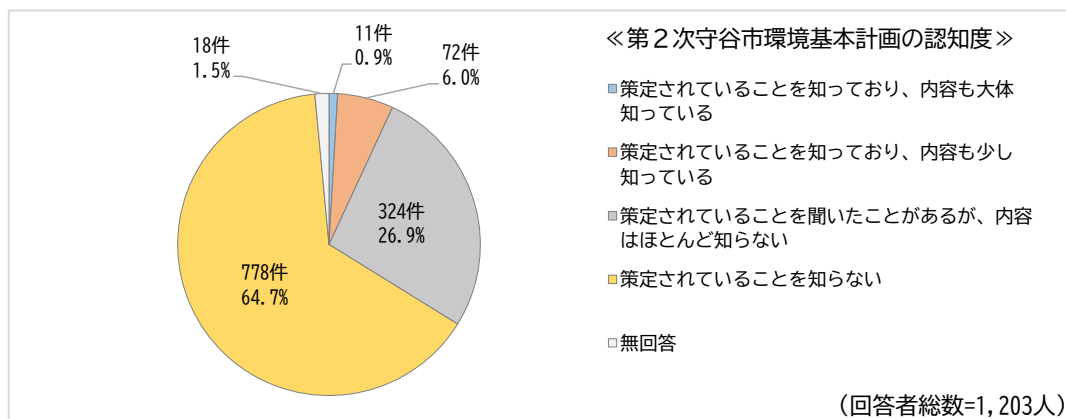
(1) 環境に関する関心

環境への関心度をみると、「関心がある」が61.3%と最も高く、次いで「あまり関心がないが、自分の生活にも関係する問題であることには気づいている」が30.4%、「とても関心があり、自分から積極的に情報収集や勉強をしている」が6.2%となっています。



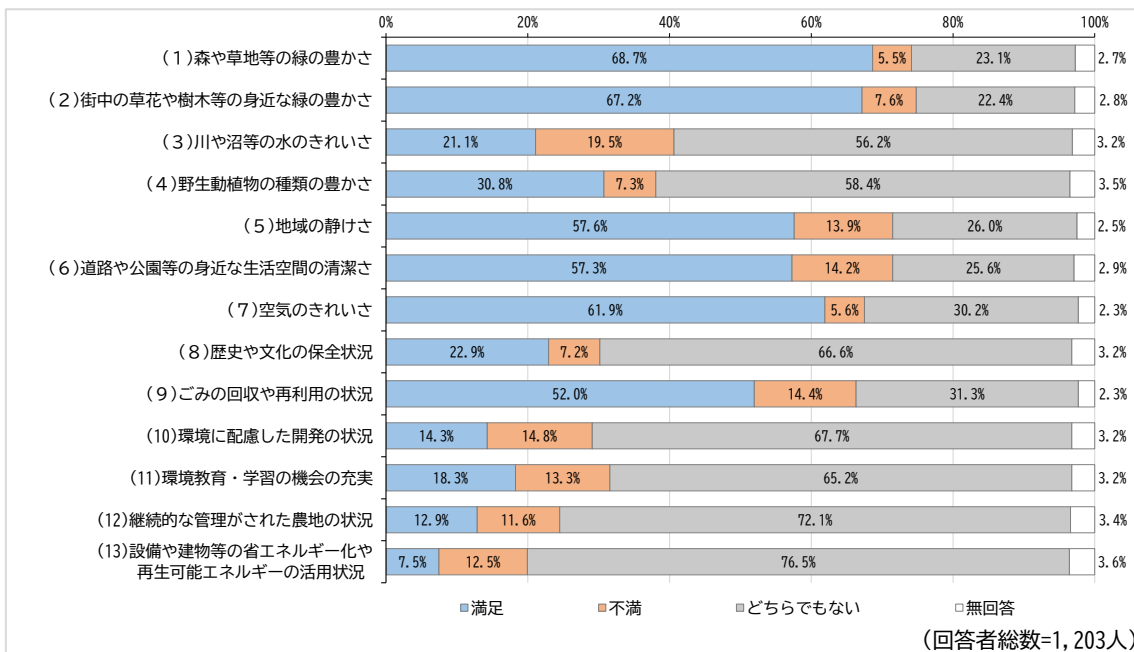
(2) 環境基本計画等の認知度

第2次守谷市環境基本計画及びゼロカーボンシティの表明の認知度をみると、いずれも「策定された／表明したことを知らない」が多くなっており、認知度が低いことがわかります。



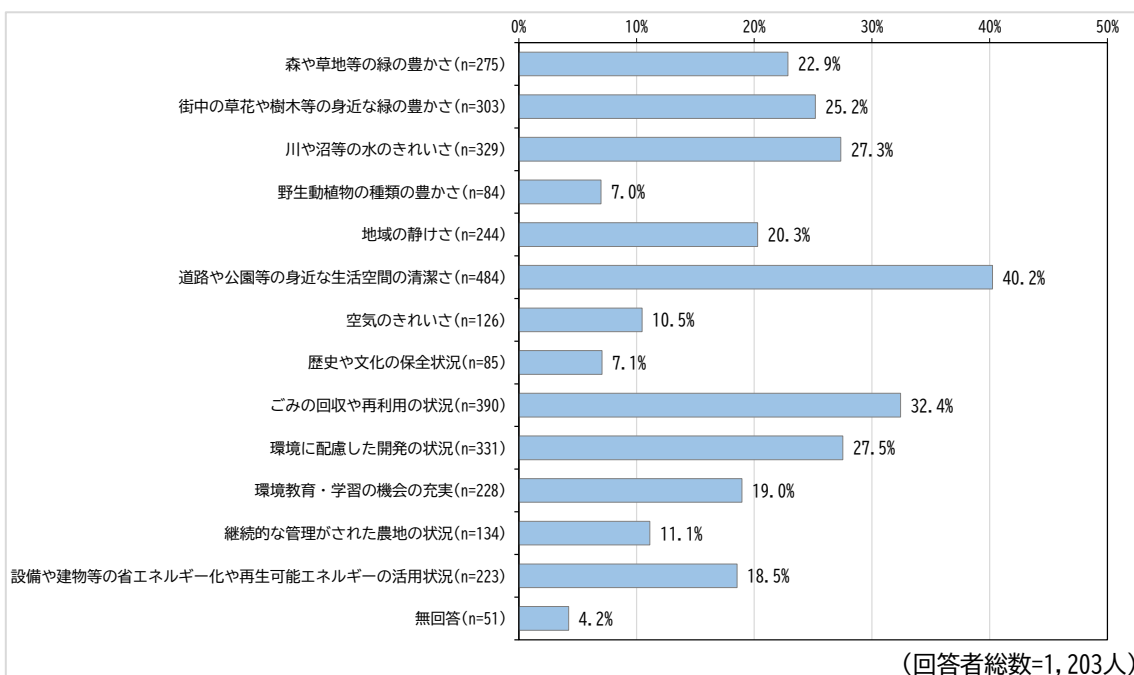
(3) 守谷市の環境における満足度

本市の環境における満足度をみると、満足では「(1)森や草地等の緑の豊かさ」、「(2)街中の草花や樹木等の身近な緑の豊かさ」、「(7)空気のきれいさ」で6割を超えています。不満では「(3)川や沼等の水のきれいさ」で約2割となっていますが、どの項目でも全体的に低い傾向となっています。多くの項目で「どちらでもない」の割合が高くなっています。



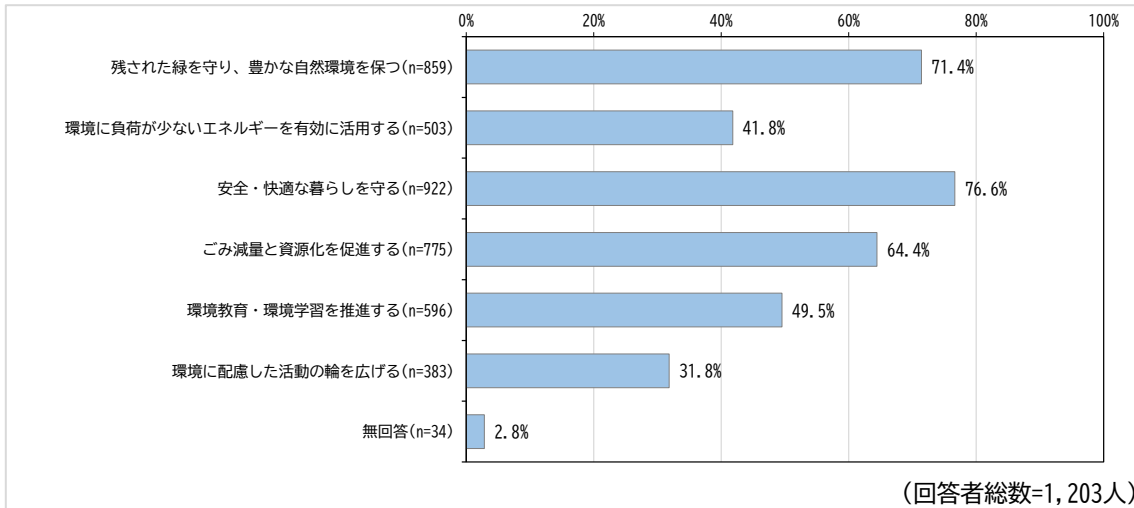
(4) 環境の保全や改善に向けて必要と考えられる取組

環境の保全や改善に向けて必要と考えられる取組をみると、「道路や公園等の身近な生活空間の清潔さ」が40.2%と最も高く、次いで「ごみの回収や再利用の状況」が32.4%、「環境に配慮した開発の状況」が27.5%、「川や沼等の水のきれいさ」が27.3%となっています。



(5) 今後優先すべき環境施策

今後優先すべき環境施策をみると、「安全・快適な暮らしを守る」が76.6%と最も高く、次いで「残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ」が71.4%、「ごみ減量と資源化を促進する」が64.4%、「環境教育・環境学習を推進する」が49.5%となっています。



(6) 市民の意識を踏まえた主な課題

- 環境への関心は比較的高くなっていますが、環境基本計画やゼロカーボンシティの表明等の行政の取組に関する認知度が低い状況となっています。
- 身近な緑に関連する自然環境や道路や公園等の保全に関する生活環境、ごみ等の廃棄物における関心は比較的高くなっていますが、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用等の地球環境や環境教育・学習等に関する関心は低い傾向となっています。
- 「道路や公園等の身近な生活空間の清潔さ」については満足度が6割近くなくなっていますが、環境の保全や改善に向けて必要と考えられる取組としても数値が高い状況となっているため、市民の重要度意識が高いと考えられます。
- 「(5) 今後優先すべき環境施策」の回答項目と第3次守谷市環境基本計画の5分野を対応させ、下表のように当てはめて考えると、市民は生活環境分野、自然環境・生物多様性分野、資源循環・廃棄物分野を今後優先すべき分野としてしていると考えられます。

(5) 今後優先すべき環境施策 《市民アンケート》	第3次環境基本計画の分野
安全・快適な暮らしを守る (76.6%)	⇒ 生活環境
残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ (71.4%)	⇒ 自然環境・生物多様性
ごみ減量と資源化を促進する (64.4%)	⇒ 資源循環・廃棄物
環境教育・環境学習を推進する (49.5%) 環境に配慮した活動の輪を広げる (31.8%)	⇒ 環境活動・市民行動
環境に負荷が少ないエネルギーを有効に活用する (41.8%)	⇒ 脱炭素社会・地球環境

2-5 本市の環境課題

(1) 自然環境・生物多様性

- 斜面林や田園風景と調和するみどり豊かな環境を保全していくための取組を推進する必要があります。
- 持続的に里山環境を保全していくためには、多様な主体（市民・事業者・行政）が関わり合いながら取組を推進していく必要があります。しかし、市民活動団体数の減少や高齢化に伴い、これまでの活動方法だけでは継続が困難となることが考えられるため、新たな人材の発掘や育成の方法を検討する必要があります。
- 農地保全の観点からみると、平成26年度以降から耕作放棄地は減少傾向にありますが、今後農業者の高齢化が進み、増加に転じる可能性も考えられます。そのため、若手農業者の育成や耕作放棄地の活用等を検討する必要があります。
- 街並みを形成する街路樹や市民の身近なみどりとなっている公園・緑地等を保全・活用し、親和性のある自然環境の形成に向けた検討を進める必要があります。
- 守谷野鳥のみちや稲戸井調節池*、守谷市役所周辺、その他農地などを中心に、多様性のあるみどりをつなぐ環境形成を検討する必要があります。
- 希少生物の保護や保全、外来生物の侵入防止や抑制のため、環境省や茨城県のレッドリスト*等を活用した取組を検討する必要があります。

(2) 生活環境

- 良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合は、令和7年度までの目標を達成している年もありましたが、直近では目標を達成していません。幹線道路沿いや公園においてごみ等が散乱している状況もみられるため、生活マナー向上や環境美化活動への取組を継続して推進する必要があります。
- 地域における人口減少や少子高齢化、相続問題や解体費のコスト増加等の要因により空家の増加が懸念されています。そのため「第2次守谷市空家等対策計画」と連携し、空家の状況を把握し、有効活用や増加抑制に向けた検討を進める必要があります。
- 公害苦情受付件数は、平成26年度以降から減少傾向となっています。環境調査についても概ね環境基準*を満たしていますが、継続的に調査を行い、生活環境を保全するための取組を推進する必要があります。

(3) 資源循環・廃棄物

- 家庭から排出されるごみ・資源物の排出量や、事業系を合わせたごみの総排出量は減少傾向となっていますが、循環経済へのさらなる移行を進めるために、市民だけでなく事業者に対しても継続してごみ減量に関する普及・啓発を行う必要があります。
- ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合は減少傾向となっており、令和7年度までの目標を達成するためには更なる適切なおみ分別に関する普及・啓発等を行い、取組を推進していく必要があります。
- 食べ残しや直接廃棄*、過剰除去*により家庭による食品ロスが発生しているため、食

品ロスの現状や減らすための取組を関係機関等と連携して情報発信し、食品ロス減少に向けた取組を推進する必要があります。

- 持続可能な循環型社会を形成するために、5 R（Refuse：断る、Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Repair：修理、Recycle：再生利用）の実践について市民や事業者、行政が一体となって取り組む必要があります。

（4）脱炭素社会・地球環境

- 本市の二酸化炭素排出量は減少傾向となっていますが、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの達成に向け、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入を推進するため、本市の現状やポテンシャルを把握し、特性に応じた設備の導入等を検討し、脱炭素社会実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 気候変動による熱中症*等の健康影響や激甚化する自然災害に対応するため、クーリングシェルター*の協力施設増加に向けた取組や総合的な浸水対策、ハザードマップ等を活用した普及・啓発等の効果的な災害防止策を検討する必要があります。

（5）環境活動・市民行動

- 公立小中学校における環境教育が充実してきており、各教科の特性に合わせた環境教育が進められている一方で、生徒の自主的な学習を更に推進するための取組を検討する必要があります。
- 環境に関する市民活動団体の構成員が高齢化し、活動人数の減少や活動の縮小化が懸念されているため、民間団体や企業等の関係機関と連携し、市民活動団体の活動支援を推進する必要があります。
- 環境保全に取り組む市民活動団体の取組に関する広報活動の推進を行うなど、市民と市民活動団体をつなぐ仕組みづくりを検討する必要があります。
- 様々な環境課題に広域的に取り組むために、本市だけでなく周辺自治体と連携した取組を検討する必要があります。また、環境への取組を積極的に実施している自治体の事例調査を行い、本市に合った効果的な取組の導入に向けた検討を行う必要があります。